

令和2年度

マーケティングを活用した事業計画策定支援事業

募集要領

公益財団法人東京観光財団

令和2年2月

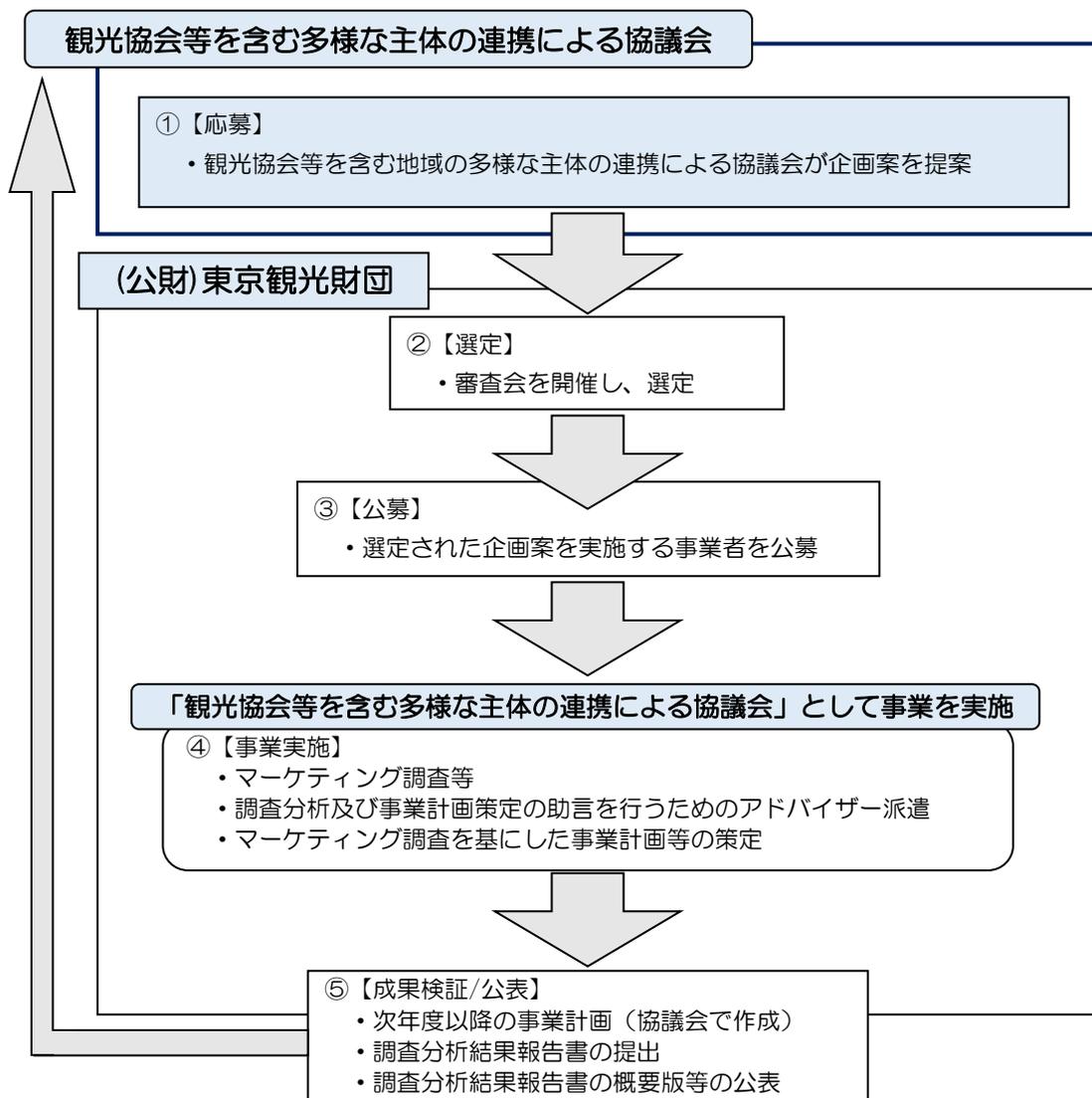


## 1 事業の趣旨

国内外からの旅行者の多様なニーズに対応し、更なる旅行者誘致につなげるためには、地域が主体となって取り組む観光まちづくりを推進するとともに、地域の担い手である観光協会等の経営力の強化や、観光協会等に加え多様な主体との連携を図っていく必要があります。そのため、地域の多様な主体が連携したマーケティング（※）を活用する取組に対して支援を行うことで、地域主導の自主的な活動を充実させ、東京全体の観光産業振興の底上げと観光を通じた地域の活性化を図ることを目的とします。

※本事業における「マーケティング」とは、アドバイザーを派遣し旅行者誘致等に必要と考えられる調査（観光動態調査、ビックデータを活用した域内の動態調査、アンケート及びヒアリング等による実態調査、プロセス調査など）及び分析を行い、当該調査分析を基にした旅行者誘致等に係る事業計画等の策定を行うことをいう。

## 2 事業スキーム



#### ① 応募

地域におけるマーケティング調査及び分析、課題解決のための事業計画策定など、多様な主体による取組を推進する観点から、区市町村又は東京都との連携の下に設立された観光協会等を含んだ、商工会・商工会議所、NPO法人、民間企業などで構成された協議会（以下「企画提案者」という。）が応募します。

#### ② 選定

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という）で、審査し、選定します。  
（審査：書面等による審査）

#### ③ 公募（事業受託者の決定）

選定されたマーケティング企画案（以下「企画案」という。）を基に財団において企画提案方式による委託契約の手続きを行い、事業を実施する事業者を決定します。

なお、実施が決定した企画案の企画提案者は、原則として、同じ企画案の事業実施者として応募することはできません。

#### ④ 事業実施

企画提案者を中心として協議会を設立し、事業実施に向けた意思決定、合意形成等を行います。なお、協議会の業務や企画案に基づいたマーケティングの実施等の実務は、上記③で財団が契約した事業受託者が担います。

#### ⑤ 成果公表

企画提案者及び事業受託者は、別途、財団が通知する期限までに、調査分析結果報告書及び概要版等を提出します。なお、概要版、及び策定された事業計画等については、適宜公表することとします。

## 3 公募内容

今回の公募は、観光振興及び地域の活性化の取組に熱意及び課題意識があり、国内外の旅行者の多様なニーズに対応するため、地域の多様な主体が連携し、マーケティングを活用した観光まちづくりを推進していくことを目的とした企画案をご提案いただくものです。

### （1）企画提案者

観光協会等を含む地域の多様な主体の連携による協議会（※）

なお、応募の際には、事業実施を想定する都内区市町村（※1）全ての推薦が必要です。複数の区市町村にまたがる取組を提案する場合は、事業実施に関わる都内区市町村全てからの推薦が必要です。

※区市町村又は東京都との連携の下に設立された観光協会等を含んだ、商工会・商工会議所、NPO法人、民間企業等で構成された協議会

なお、企画提案者は、採択後、協議会への出席、意思決定、合意形成プロセスへの関与、マーケティング調査実施の際の具体的な役割分担、取組が求められます。

※1：「都内区市町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する特別地方公共団体である特別区及び普通地方公共団体である都内の市町村をいう。

## (2) 提案内容

アドバイザーを活用し旅行者誘致の課題解決に向けて必要と考えられるマーケティング調査及び分析を行い、当該調査分析を基にした事業計画等の策定を行う取組

### 【対象事業内容】

- ① 旅行者誘致に必要なマーケティング調査及び分析
- ② 調査分析及び事業計画策定の助言を行うためのアドバイザー派遣
- ③ マーケティング調査及び分析を基にした事業計画等の策定
- ④ その他、財団が必要と認めるもの

※企画案の提案には、事業実施を想定する都内区市町村全ての推薦が必要になります。

### 【対象事業内容の例】

対象事業	事業内容例
マーケティング調査	①観光実態調査 ・観光目的別、居住地別、属性別などの観光入込客数調査 ・域内での観光消費額 ②訪問のきっかけとなるプロセス調査 ・当該地域の選択理由 ・訪問に際して参考にした媒体等 ③印象調査 ・当該地域の認知度、魅力、満足度、再来訪意向等 ④ヒアリング等による実態調査 ⑤ビックデータ等を活用した動態調査 ※定性調査・定量調査などの両面から調査する。
アドバイザー派遣	・マーケティング調査手法及び分析結果等を事業計画に反映させるための助言を行うためのアドバイザー（有識者等）の選任
事業計画	・マーケティング調査及び分析を基にした、地域活性化及び旅行者誘致に資する計画策定

## (3) 実施期限

令和3年（2021年）3月31日（水）

## (4) 提案限度額

上限 900万円

## (5) 対象経費

本事業に係る費用のうち、事業対象となる経費は、以下のとおりとなります。

### (a)-1 マーケティング調査経費

- ・業務委託費
- ・マーケティング調査に必要なデータ等利用費
- ・アンケート等調査に係る費用
- ・専門家/アドバイザー等人件費(※1)

### (a)-2 事業計画策定経費

- ・業務委託費
- ・専門家/アドバイザー等人件費(※1)

### (b) 報告書・概要版作成経費

- ・業務委託費
- ・印刷製本費 等

### (c) 業務管理費

- ・会議室等使用料
- ・消耗品購入費(※2) 等

### (d) その他

- ・その他必要な経費として財団が認めた経費

※1：専門家/アドバイザー等の人件費は、マーケティング調査及び事業計画策定それぞれについて対象とします。

※2：消耗品購入費とは、取得時の適正な見積価格が100,000円未満の物品をいう。

### 【対象とならない経費の具体例】

1. 本事業に直接関係ない経費
2. 本事業に選定される以前に発生した経費
3. 事業実施期間内に実施されない活動に係る経費
4. 国、東京都、その他行政により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているものがある場合には、当該部分について対象外の経費になります(二重の支援は認められません)。
5. 設備整備費等(建物等管理費、建築・土木委託費等)の経費
6. 懇親会等の経費
7. 協議会構成員に対しての給与等経費

(内部の構成員で資金を分配する行為は原則、禁止となります。)

## (6) 選定事業数(予定)

3事業程度(複数の区市町村にまたがる取組を含む)

※本事業は、令和2年度歳入・歳出予算が令和2年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和2年4月1日に確定するものとします。

## 4 応募方法

### (1) 提出書類

下記に示す様式に必要な事項を記入の上、8 ページに記載している「お申し込み・お問合せ先」宛に、次の(2)に掲げるいずれかの方法により提出してください。様式は、財団ウェブサイトからダウンロードできます。

URL : [https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2020/0221\\_3508/index.html](https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2020/0221_3508/index.html)

#### 【提出書類】

マーケティングを活用した事業計画策定支援事業企画提案書	(様式1)
同 企画説明書	(様式2)
同 推薦書 (様式3A) 又は推薦書及び共同実施宣誓書 (様式3B) ※	
同 企画説明書【詳細】(様式任意、書式は原則A4)	
参考業者見積資料	(様式任意)

※ 推薦書の取得については各区市町村で必要な処理期間が異なります。期間に余裕を持って取得のための調整を行ってください。

※ 各区市町村との共同実施の取組として申請する場合は、様式3Bを使用してください。それ以外は、様式3Aを使用すること。

#### 【応募条件】

- ・採用された企画案に知的財産が含まれていた場合、当該知的財産は、企画案を実現するための事業実施に財団が無償で使用できるものとします。
- ・企画説明書等に掲載する写真、図表等は財団が使用できるよう、権利関係が整理されたものを使ってください。
- ・企画案は、公募の趣旨に合うものとし、第三者の権利を侵害しない内容としてください。
- ・企画案で公序良俗に反するものは、応募対象外になります。

### (2) 提出方法

以下のとおり、紙媒体及び電子データを、ご郵送・提出ください。

#### 〔紙媒体〕

提出書類5部(原本1部及び原本のコピー4部)を8ページ記載のお申し込み先まで簡易書留にて提出してください。

※両面印刷、左上をクリップで留めたもの(製本、ステープル留め等不可)としてください。

※電子媒体については以下の電子メールで送付ください。

#### 〔電子データ〕

電子メールの件名を【R2 マーケティングを活用した事業計画策定支援事業】とし、後ろに「企画提案名」を付してください。

件名例：【R2 マーケティングを活用した事業計画策定支援事業】(企画提案名)

送信先アドレス：chiiki@tcvb.or.jp

メールによる申請書提出後、提出した旨を必ず電話で8ページ記載のお申し込み先まで連絡してください。

なお、実行形式ファイル（「.exe」等）は、財団のセキュリティ対策によりメールから自動的に削除される可能性がございますのでご注意ください。また、メールに添付する資料の容量は 3MB以下としてください。それ以上のサイズの場合は、ファイル転送サービス等にて提出ください。

### (3) 募集期間

- ・募集は下記のとおり行います（受付期間内に必要書類を提出してください）。

[受付期間] 令和2年（2020年）2月21日（金）から同年4月10日（金）

- ・郵送の場合：「簡易書留」にて送付（受付期間終了日の消印有効）
- ・持参の場合：東京観光財団営業日の「10:00～17:30」の間

※事業実施に当たり、行政機関等の許可等が必要な場合は、申請前に実施内容等について当該行政機関等と十分に調整を行ってください。

## 5 選定方法及び選定ポイント

応募のあった提案については、審査を経た上で、特に優れた事業の3件程度を選定します。

### (1) 審査における考え方

審査は、以下の視点を重視します。

審査項目	内容
1 企画内容	・地域独自の課題を踏まえた企画となっているか。
2 事業の必要性	・マーケティングが該当地域にとって必要なものか。
3 経費の妥当性	・経費、参考見積の内容が適切か。（過剰な積算が無い）。
4 継続性（実施体制）	・協議会は、継続的に地域課題を解決する構成、体制か。
5 課題解決の可能性	・適切なスケジュールになっているか。 ・施設等許可等の事業実施上のリスクに対応できているか。

### (2) 提案説明書による審査（書面審査）及び選定

応募があった提案については、書面審査を行い、財団が実施する提案を選定いたします。審査の結果は、応募いただいた全ての提案者にお知らせします。

### (3) 事業実施者の決定

企画案を基に財団において企画提案方式による委託契約の手続きを行い、事業を実施する事業者を決定します。

なお、実施が決定した企画案の企画提案者は、原則として、同じ企画案の事業実施者として応募することはできません。

[要件]

- 財団の入札参加資格があり、かつ、該当する営業種目を登録していること。
- 当該協議会にノウハウが蓄積され、かつ、継続的に広く地域に還元できること。

## 6 成果公表

### (1) 実施時期

令和3年度を予定。

※詳細な内容は、事業開始後、別途通知します。

### (2) 提出物

- 次年度以降の「事業計画」【任意様式】（協議会で作成）
- 事業報告書及び事業報告書概要版（事業受託者が契約書に基づき作成）
- その他必要に応じて財団が求めるもの。

◆お問い合わせ、申し込み先◆

**公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課**

電 話 (03) 5579-2682

ファクシミリ (03) 5579-8785

メール [chiiki@tcvb.or.jp](mailto:chiiki@tcvb.or.jp)

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階